

令和 6 年

第 3 回市議会定例会 意見書案第 4 号

令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定の見直し等を求める

意見書

上記の意見書案を函館市議会会議規則第 13 条第 1 項の規定により提出します。

令和 6 年 9 月 12 日提出

函館市議会議長 吉 田 崇 仁 様

提出者	函館市議会議員	板 倉 一 幸
同	同	道 畑 克 雄
同	同	斉 藤 佐知子
同	同	福 島 恭 二
同	同	野 沢 友 志
同	同	高 橋 千 晶
同	同	島 昌 之

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の見直し等を求める意見書

障がい者の生活を維持するために必要不可欠な障害福祉サービスの報酬改定にあたっては、すべてのサービスが安定的に提供され、従事者の賃金が改善し、深刻な人手不足に直面する事業所の人材確保が可能となるよう配慮すべきです。

しかし、令和6年度の障害福祉サービス等報酬改定では、現場の支援実態を顧みない報酬体系の導入、基本報酬の減額等が行われ、事業所の運営はより厳しいものとなっています。厚生労働省は、サービス提供実態に応じた基本報酬を設定し、重度障がい者への専門的支援を評価する等の各種加算を拡充したと説明していますが、現場の実態と合っておらず、質の高い福祉を提供する事業所を正当に評価するものになっていません。特に、生活介護、就労継続支援B型、グループホームについては、多くの事業所で基本報酬が減額となり、中でも加算要件を満たすことが困難な小規模な事業所にとっては、運営に重大な支障をもたらす改定内容となっています。

政府は、障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の施行以降、障害福祉サービス等の国の予算額が4倍近くになったことを強調し、制度の持続可能性の確保の観点からメリハリのきいた報酬体系とすべきと主張しますが、そもそも、日本の障害福祉関係予算の水準は低く、障害福祉等に係る公的支出の対GDP比は未だ約1%にとどまっていますが、OECD平均の2%の水準を目指す必要があります。

今回の報酬改定は、事業所の運営を不安定にし、既に危険水域に入っている人手不足を更に深刻にし、障がい者の生活が脅かされる事態を引き起こします。

よって、政府並びに国会は、3年後の次期報酬改定を待たず速やかに下記事項を実施するよう強く求めます。

- 1 生活介護や児童の通所事業について、1時間刻みの報酬設定を見直し、基本報酬の減額と加算による補填ではなく、基本報酬を大幅に引き上げること。
- 2 就労継続支援B型について、平均工賃月額15,000円未満の基本報酬を減額する等の成果主義の強化を見直し、障がいの重い人たち等、支援度のより高い人たちを受け入れている事業所に対して適切な評価を行うこと。
- 3 グループホームについて、区分6を除いて総じて減額するという支援の実態と合わない報酬体系を見直し、基本報酬を引き上げること。
- 4 障害福祉等に係る公的支出の対GDP比についてOECD平均である2%の水準を目指すこと。
- 5 障害福祉事業所の運営難の原因になっている人手不足を解消するため、障害福祉サービス等従事者のさらなる処遇改善を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和6年9月 日

函館市議会議長 吉 田 崇 仁